

## 在宅訪問栄養食事指導のご案内

在宅訪問栄養食事指導は、通院などが困難な在宅療養中の患者様に対し、管理栄養士が医師の指示に基づきご家庭を月に 1～2 回訪問し、食事・栄養管理に関する相談や提案を行います。訪問は医師の指示書があれば「医療保険」または「介護保険」でご利用いただけます。

### 「サービス内容」

- ・治療食を具体的にご家庭で実践するための栄養食事相談、調理指導及び特殊食品の紹介
- ・摂食、嚥下機能に合わせた食事づくりの栄養食事相談、調理指導及び介護食の紹介
- ・食べているけど体重が減ってきているなどの栄養状態に関する相談
- ・身体計測や栄養状態の評価など

【食べること】を通して、健康を守り、在宅生活をより安心して続けられるよう、管理栄養士がサポートしていきます。

# 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

## 契約書別紙（兼重要事項説明書）

### 1. 居宅療養管理指導事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	世羅中央病院企業団
事業所の名称	公立世羅中央病院 居宅療養管理指導事業所
事業所番号	3414210025
主たる事業所の所在地	〒722-1112 広島県世羅郡世羅町大字本郷 918 番地 3
代表者（職名・氏名）	企業長 横田 和典
電話番号	0847-22-1127
通常の事業の実施地域	世羅町、三原市（大和町・久井町）

### 2. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令およびこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

### 3. 提供するサービスの内容

居宅療養管理指導（または介護予防居宅療養管理指導）は、主治医等がその必要性を認めた場合に、当事業所の医師、管理栄養士がそのお宅を訪問して療養上の指導等を行うことにより、生活の質の確保及び向上を図るサービスです。

### 4. 事業所の訪問職員体制

従業者の職種	人数
医師	1名
管理栄養士	1名

### 5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 （土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日までを除く）
営業時間	8:30 ～17:15

## 6. サービス提供の担当者

サービス提供の担当職員及びその管理責任者は下記の通りです。当事業所の都合により変更になる場合がありますが、その場合はその都度お知らせ致します。 サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	(資格：医師) 来嶋 也寸無	サービス開始日	令和 年 月 日
担当職員の氏名	(資格：管理栄養士) 内藤 恭子	サービス開始日	令和 年 月 日
管理責任者の氏名	院長 来嶋 也寸無		

## 7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、あなたからお支払いただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額（一定以上の所得のある方は2割または3割）です。ただし、介護保険給付の支給限度額を越えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(医師が行う場合)

サービス内容	項目	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1割の場合)
居宅療養管理 指導費Ⅰ	(一) 単一建物居住者 1人の場合 (同一日)	515 単位	5,150 円	515 円
	(二) 単一建物居住者 2人～9人 以下の場合 (同一日)	487 単位	4,870 円	487 円
	(三) 単一建物居住者 2人以上 10人以上の場合 (同一日)	446 単位	4,460 円	446 円
居宅療養管理 指導費Ⅱ	(一) 単一建物居住者 1人の場合 (同一日)	299 単位	2,990 円	299 円
	(二) 単一建物居住者 2人～9人 以下の場合 (同一日)	287 単位	2,870 円	287 円
	(三) 単一建物居住者 2人以上 10人以上の場合 (同一日)	260 単位	2,600 円	260 円

(管理栄養士が行う場合)

サービス内容	項目	単位数	基本利用料	利用者負担金 (自己負担 1割の場合)
居宅療養管理 指導費Ⅰ	(一) 単一建物居住者 1人の場合 (同一日)	545 単位	5,450 円	545 円
	(二) 単一建物居住者 2人～9人 以下の場合 (同一日)	487 単位	4,870 円	487 円
	(三) 単一建物居住者 2人以上 10人 以上の場合 (同一日)	444 単位	4,440 円	444 円

(1 単位 10.00 円)

## 8. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養指導の利用を中止したいとき

都合によりキャンセルする場合は、早目に事業所までご連絡ください。キャンセル料は頂きません。

## 9. 支払方法

前月分の請求を毎月最初の居宅療養管理指導にて請求いたします。現金の場合は事業所より発行した「診療費請求書兼領収書」をお持ちになり医事課会計窓口でのお支払いいただく、もしくは振り込みにてお支払いください。振り込みの際には利用者の氏名でお願いいたします。

振込口座	尾道市農協 世羅支店
口座番号	普通 0028186
口座名義	世羅中央病院企業団(セラチュウオウビョウインキギョウダン)

## 10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに下記へ連絡を行い、必要な処置を講じます。

連絡先	公立世羅中央病院
電話番号	0847-22-1127

## 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）および市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

## 12. 苦情・ハラスメントへの対応について

事業所は、利用者及びその家族からの苦情やハラスメントに対応する窓口を設置しています。提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅介護サービス等に関する利用者の要望、苦情、ハラスメント等が発生した場合、迅速かつ適切に対応します。

## 13. 個人情報の保護について

事業所における個人情報保護管理規定に基づき、適切な取扱いを行います。事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しません。利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文章により得るものとします。利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な注意をもって管理を行い、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

## 14. 秘密の保持について

事業所における個人情報保護管理規定に基づき、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後及び従業者の退職後も継続します。

## 15. 高齢者虐待防止について

当事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に対して周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止の為の指針を整備します。

- (3) 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的 to 実施します。
- (4) 当事業所従業者又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに市町村や地域包括支援センターへ通報します。
- (5) 上記措置を適切に実施するための担当者を選定します。

#### 16. 身体的拘束等について

当事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等の行為を行いません。

- (1) 緊急やむを得ない場合とは以下の要件を全て満たす状態であるかを多職種で構成する委員会で検討します。
  - ① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
  - ② 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと
  - ③ 身体的拘束等が一時的であること
- (2) 緊急やむを得ない場合は、家族等への説明を行ない、文書で同意を得ます。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (4) 身体的拘束等を行った場合には、経過観察を行い多職種間で身体的拘束等必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は身体的拘束等を解除します。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を1年に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
- (6) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (7) 従業者に対して、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行います。

#### 17. 感染症の予防及びまん延防止について

事業所は感染症の発生と、まん延を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催し、その結果について事業所内で周知徹底します
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修会及び訓練を定期的 to 実施します。

#### 18. 業務継続計画について

感染症や非常災害の発生でも利用者への居宅介護を継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所内で業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (2) 定期的 to 業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### 19. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けいたします。

事業所相談窓口	担当部署	あんしんサポートセンター
	電話番号	0847-22-1099

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

当事業所以外に、市町村等の窓口にご相談及び苦情を伝えることができます。

★世羅町福祉課

所在地 広島県世羅郡世羅町大字本郷947番地

電話番号 0847-25-0072 FAX 0847-25-0070

受付時間 月～金 8:30～17:15

祝日及び12月29日から1月3日を除く

★三原市高齢者福祉課

所在地 広島県三原市港町三丁目5番1号

電話番号 0848-67-6240 FAX 0848-64-2130

受付時間 月～金 8:30～17:15

祝日及び12月29日から1月3日を除く

★三原市北部地域包括支援センターはーもにー

所在地 広島県三原市久井町和草1906番地1

電話番号 0847-32-5007 FAX 0847-32-5017

受付時間 月～金 8:30～17:15

祝日及び12月29日から1月3日を除く

★広島県国民健康保険連合会介護保険課

所在地 広島県広島市中区東白島町19番49号

電話番号 082-554-0783 FAX 082-511-9126

受付時間 月～金 8:30～17:15

祝日及び12月29日から1月3日を除く

20. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問担当者は次の業務を行うことができませんので、予めご了解ください。

①各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

(2) 医師等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（または、包括支援センター）、または当事業所の担当者へご連絡ください。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

住所 広島県世羅郡世羅町大字本郷 918 番地 3  
事業者名 世羅中央病院企業団  
代表者 企業長 横田 和典 印  
事業所 公立世羅中央病院 居宅療養管理指導事業所  
説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、居宅療養管理指導のサービス内容及び重要事項の悦明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印  
上記代理人 住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印